

第 23 回日本弁護士連合会市民会議議事録

日時：平成 21 年 7 月 9 日（木）15 時 00 分～17 時 00 分

場所：弁護士会館 16 階来賓室

出席者：（委員）

議長 片山善博（慶應義塾大学教授）
清原 慶子（三鷹市長）
ダニエル・フット（東京大学法学政治学研究科教授）
中川英彦（前京都大学大学院教授）
松永真理（バンダイ社外取締役）
宮本一子（財団法人日本消費者協会理事、社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会常任顧問）
副議長 豊 秀一（日本新聞労働組合連合中央執行委員長）
吉永 みち子（作家）

（日弁連）

会長 宮崎 誠
副会長 田中 等、川崎 達也、藤本 明
事務総長 丸島 俊介
事務次長 伊東 卓、柳 志郎、椋嶋 裕之、森 徹、相原 佳子
大橋 勝晴
事務総長付 野口 啓一
広報室長 中田 貴
取調べの可視化実現本部事務局長 秋田 真志

以上 敬称略

1. 開会

（伊東事務次長）

それでは時間になりましたので、第 23 回日弁連市民会議を始めさせていただきます。

まず、日弁連側の出席者の自己紹介を簡単にさせていただきます。こちらから順番に野口事務総長付からお願いします。

（野口事務総長付）

7 月 1 日付で事務総長付を仰せつかりました野口と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

（大橋事務次長）

同じく7月1日から職員事務次長になりました大橋と申します。よろしくお願いいたします。

(森事務次長)

本年1月1日から事務次長をやらせていただいています森と申します。よろしくお願いいたします。

(伊東事務次長)

担当事務次長の伊東でございます。よろしくお願いいたします。

(藤本副会長)

4月から副会長を仰せつかっています藤本です。よろしくお願いいたします。

(田中副会長)

同じく担当副会長の田中等です。よろしくお願いいたします。

(丸島事務総長)

事務総長の丸島です。よろしくお願いいたします。

(宮崎会長)

会長の宮崎でございます。よろしくお願いいたします。

(川崎副会長)

可視化実現本部を担当しております副会長の川崎でございます。よろしくお願いいたします。

(秋田事務局長)

同じく取調べの可視化実現本部の事務局長をしております秋田と申します。よろしくお願いいたします。

(椋嶋事務次長)

可視化実現本部の担当の事務次長の椋嶋と申します。今日は中座させていただきますけれども、よろしくお願いいたします。

(柳事務次長)

事務次長の柳でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

(相原事務次長)

事務次長の相原でございます。よろしくお願いいたします。

(中田広報室長)

広報室長の中田でございます。よろしくお願いいたします。

(伊東事務次長)

簡単に資料の説明をさせていただきます。事前配付のものがこのクリーム色の表紙のもの。こちらのほうをまず説明させていただきます。資料94に取調べの録音・録画の施行についての検証結果の概要というものがございます。これは今年の2月に最高検が発表した検証結果の内容をまとめたペーパーでございます。

94-2と3は、その検証結果に対する意見書です。94-2がその要旨、94-3が意見書本体

ということになります。最高検が行ったその取調べの録音・録画の施行について検証結果というものに対する問題点を指摘して反論したものということになります。

それから、資料 94-4、13 ページ以下ですが、こちらが今回報道されました足利事件に関する新聞記事になります。足利事件の菅家さんが釈放されたときの記事が中心になっております。この中 15 ページに読売新聞の記事が出ておりますが、DNA 鑑定の結果というものが出てきたわけですけれども、事件としては自白をしていると。それが公判で信憑性が高いと認定された。けれども、その自白は虚偽の供述であった可能性が高いと。これは明らかになったポイントです。

引き続き指摘されているのは、日弁連では、冤罪でも容易に自白に至る現実を改めて明白にしたとして、取調べの全過程の録音・録画を求める談話を発表したというような流れで書かれております。

ここで引用されているのが、本日机上配付の資料で、6月4日付の会長談話をお配りしてあります。こちらがその引用のもとになった会長談話になります。

それから、これまで日弁連では、取調べの可視化の実現ということに取り組んできたのですが、それに関する1枚もののペーパーがこちらになります。それから、もう少し詳しくQ&A形式で内容に触れたパンフレットがこちらになります。

それと日弁連ニュース 4 というのがございます。これは今の取調べの可視化の問題ではなくて、前回の市民会議について報告をしたものということでございます。これはご報告です。

それから、7月4日のこういったチラシがございしますが、これはこの前の土曜日に、「もう可視化しかない、取調べのすべての録画を求める大集会」というものを開催いたしました。その集会のチラシがございします。

以上が事前配付資料ですが、本日の配付資料としては、資料 94-5、後ほど、先ほどご挨拶いただいた取調べの可視化実現本部の秋田事務局長からお話をいただきますが、その際のレジュメでございします。

それから、日弁連で出している「取調べの可視化の実現に向けて - 可視化反対論を批判する - 」という、こちらの冊子がございします。今までの取り組みの詳しい内容が書かれております。

最後になりますが、前回の議事録がこちらで配付されておりますので、ご確認ください。

それとあわせて資料としてあと2枚ほどお配りしてあります。1つが、裁判員裁判対象事件罪名別起訴件数というものでございします。5月21日から7月5日までの裁判員裁判対象事件の起訴の状況を数字で表したものになります。

それからもう1枚のほうは、被疑者国選弁護指名通知請求事件数というものでございします。この2枚をお手元にお配りしております。

それでは、片山議長、ここから進行をお願いします。よろしくお願いたします。

2. 開会の挨拶

(片山議長)

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中ご出席いただきまして、ありがとうございます。本日、高木委員が残念ながら所用のためご欠席であります。

それでは、第23回市民会議を開催したいと思います。

3. 宮崎誠日弁連会長挨拶

(片山議長)

最初に宮崎会長から一言ご挨拶をお願いいたします。

(宮崎会長)

どうも本日はお忙しいところ、市民会議に皆様方のご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

前回の市民会議以降、日弁連を取り巻く様々な事案が起きております。5月21日にはご承知のとおり、裁判員裁判、そして本格的な被疑者国選が開始されました。その件数については、お手元にお配りしたとおりであります。裁判員裁判の対応態勢、被疑者国選の対応態勢、ご心配いただきましたけれども、全国で比較的順調に対応態勢がとれているということで安心しております。中でも被疑者国選は、ここにも件数がありますけれども、5月21日から合計9,084件、1日平均233件といえますのは、われわれの想定を少し上回っている。おそらく件数は10倍に増えましても、きっとそこから国選を選択する被告人は10倍も増えないだろうと思っておりましたのが、実は10倍超えている、ただ、これについてもきちんと対応ができておりまして、ホッとしているところです。

ただ、地方会の弁護士会の会長さんは、歯を食いしばって頑張っていると、こういう挨拶をされまして、どうも歯を食いしばられると、そのうち疲れが出てくるのではないかと、心配しておりまして、われわれも様子をウォッチしなければならないなど、このように思っております。

また5月末、5月29日には消費者庁等年来の運動が戻り、消費者庁、消費者委員会が設置されることもございました。

もちろんこの間、今日の可視化の議論でも出ておりますが、菅家さんが6月4日には身柄を保釈されるという前代未聞の出来事も起きているわけでありまして。

われわれ、これから裁判員裁判、あるいは被疑者国選の対応態勢に全力を注ぐとともに、私も2年目の任期に入っておりまして、積み残しの課題について、実現をしていきたいし、法科大学院の司法試験合格者、修習生の就職率がやはり人数が増えて何年目かになってきますと、12月卒業で弁護士資格は生まれるわけでありましてけれども、この段階になりましてもまだかなりの未定率を残していて、昨年より同時期対比10%悪いということは、2,000人ですと200人、昨年よりさらに就職できないという、こういう状況もあります。今後とも職域といいいますか、弁護士が活動できる分野を拓げるような活動もしていかなければな

らないと思っております。

今日は可視化ということでございます。可視化といいますと、可視化をするとどうも犯罪捜査に支障が出るのではないかとか、治安が悪くなるのではないかというお尋ねを受けるわけでございますが、しかしながら、ご承知のとおり、最近の暴力団は自白をしないということが申し合わせになっておりまして、拳銃の発見件数なんて年々落ちているというようなことで、向こうのほうで自白しない体質になっている。取調当局は自白に頼る捜査手法になっているなど。やはり、この点も捜査手法自体改めていただかなければならない、このように思っているわけでございます。詳細は以下、秋田さんに、今日はこのために大阪からわざわざ出てきてくれておりますので、譲りたいと思います。

本日はどうもありがとうございます。

(片山議長)

ありがとうございました。

4．議事録署名人の決定

(片山議長)

それでは議事録署名人を決定したいと思います。順番で中川委員と宮本委員にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

(了 承)

(片山議長)

ありがとうございます。

それでは、中川委員と宮本委員にお願いいたします。

5．議事

議題

取調べの可視化(取調べの全過程の録画)について

(片山議長)

議題に入りたいと思います。お手元に配付されております議題のとおり、進めさせていただきます。

第1の議題ですが、先ほども会長のお話にありましたように、今回は取調べの可視化というテーマで議論を進めていきたいと思っております。先ほどもお話がありましたように、取調べの可視化実現本部の秋田真志事務局長にお越しいただいておりますので、まず、取調べの可視化実現本部をご担当いただいております川崎副会長にご説明いただき、その後、秋田事務局長のほうからご説明をお願いしたいと思います。

それでは、川崎副会長、お願いします。

(川崎副会長)

取調べの実現本部を担当しております副会長の川崎でございます。本日は、市民会議の

皆さんに、この取調べの可視化という問題をご理解いただきたくてテーマに掲げておるわけでございます。

ただ、問題は、取調べの可視化という言葉自体が、なかなか市民の皆さんに理解されない。実は5月14日に取調べの可視化を求める署名簿、実は112万筆に達する署名簿を国会に提出するという運動を行ったわけではありますが、このときも国会議員の先生方から、何とかこの言葉をもう少しわかりやすくなれないのか、こういうようなご指摘もいただいております。

取調べの可視化というのは、皆さんご承知のとおり、密室において捜査官が被疑者に対し違法・不当な取調べを行った結果、虚偽の自白が導き出され、それによって冤罪に結びついている。この問題を排除するためには、取調べの当初から取調べの最後まで、すべての状況をビデオによって録画していこうという運動でございまして、昨今マスコミを賑わせている、直近ですと足利事件の菅家さん、DNA鑑定の結果、おまえがやったに違いないと、こういうことで捜査官から責められて、自白に追い込まれています。

ところが、精度が格段に高まったDNA鑑定で改めて調べてみたら、菅家さんの体液と全く一致しない鑑定結果が出てきてしまったと。要は菅家さん、やっていないのに、どうして自白をしたんですかということになるわけですが、十数時間にわたる取調べ、DNA鑑定がある。おまえ、いくらとぼけたって、おまえが有罪であることは明らかだということで脅され、すかさず、誘導され、自白に至ったという形になるわけです。

これを避けるため、先ほど来申し上げている取調べの可視化というのは不可欠であろうと、私も考えています。先ほど申し上げました署名活動というのは、取調べの全面録画に対抗して、検察庁、あるいは警察は、一部の録画でいいんだと、こういうことを言っています。一部の録画というのは、結局長い取調べの結果、自白が終わった後に、この調書に記載されていることは間違いありませんねということを検察官が確認をする。その部分だけが録画されている。そういうものなんです。

要は、そうであるとすれば、実際に検察官が行った違法・不当な取調べ状況が全く表れていない。要は、被告人が自白させられた後の姿しか録画されないわけですから、これでは何の意味も持たない。逆に、これは菅家さんもおっしゃっておられましたし、あるいは布川事件の桜井さんとか、志布志事件という鹿児島選挙違反の事件の被告人の方々もおっしゃっていますけれども、最後の自白の部分だけ撮られたって、かえって嘘の自白を補強するだけじゃないですかという声があがっているほどでございます。

また、5月21日から裁判員裁判が始まりました。市民の方に刑事裁判に参加していただいて、市民の経験、あるいは知識、あるいは常識を刑事司法の中に生かそうという、こういう試みでございますけれども、このときに市民の方を長時間拘束することは、これはもう制度趣旨として許されないことだと思うんですね。そうすると、ある被告人が、実は取調べに脅されて自白をしたんですという主張をしたときに、その脅されて自白をしたということを証明するために、取調べにあたった警察官や検察官を呼んで尋問を繰り返してい

くわけです。これが何日かかるか。ととてもとても3日とか5日とかの裁判員裁判で予定されている期間内に調べが終わるということはあり得ないんですね。

要は、裁判員裁判を法律的に、そしてわかりやすく、市民の方にご理解いただくためにも、取調べの可視化というのは不可欠であろうと。つまり、取調べの最初から最後まで録画されていれば、それを見ることによって、彼が真実の自白をしたのか、それとも虚偽の自白をしているのか。あるいは、嘘をついているのかということも、あらかじめわかってしまう。そういう観点からも必要である。

日弁連は、この可視化実現の問題を今年度の刑事司法改革の最重要課題の1つと考えて、市民の方、あるいは国会議員、あるいはマスコミの方々を通じてご理解をいただこうということで運動を進めていく所存でございますので、よろしくご理解とご支援を賜りたいというふうに考えております。詳しくは秋田事務局長のほうから、逐一ご説明を申し上げますので、よろしく願い申し上げます。ありがとうございました。

(秋田事務局長)

それでは引き続きまして、今ご紹介いただきましたけれども、取調べの可視化実現本部の事務局長をしております秋田から、この取調べ可視化をめぐる議論の現状と、それについて日弁連が考えていることについてご説明を差し上げたいと思います。

お手元の資料でいいますと、94-5 というもので私の簡単なレジюмеを用意させていただいております。それから、お手元に、先ほどもお話がありました、資料94以下若干の資料を事前に配付させていただいております。

過去の経緯等については、端折らせていただきまして、現時点でどういうところでせめぎ合っているのかということから、早速話を始めさせていただきます。

今、川崎副会長からも話がありましたけれども、一部録画か、検察庁、あるいは警察庁が一部録画を始めました。これは裁判員裁判が実施されるという中で、任意性についての水掛け論をやっていることではできないということ、これはもう誰の目にも明らかということで、動かざるを得なかったということがあるわけですけれども、今警察、あるいは検察庁は、一部録画をしようということで、言ってみればわれわれからいうと、お茶を濁そうということで、この裁判員裁判を乗り切ろうという考え方でやっています。

これに対しましては、日弁連のほうは、あくまで取調べ全過程の録画、これであってこそ可視化であると。ですから、あえて取調べの可視化イコール全過程の録画といいまして、立ち上げている一部録画については、それは可視化とは言わないんだという、そういうような言い方までしているというのが現状であります。

一部録画という、今はその意味では大きな争点の一部録画でやるべきなのか、それとも日弁連が言っているような全過程なのかということにかなり議論は集約されてきているのではないかと思います。

じゃあ、検察庁、あるいは警察の考えている一部録画というものがどのようなものであるのかということ、まずご理解をいただく必要があるかと思います。資料94が、これが

最高検が説明いたしました検証結果、一部録画については試行を1年半ほど検察庁は行い、その結果をまとめたもの、この1枚裏表にまとめた最高検のペーパー。これだけ見ると実はよくわからない部分があります。そこで、資料94-2、日弁連がそれに対する意見書を出しまして、その要旨をご覧ください。

その裏のページ、通し番号でいうと4ページの部分、これをまずご覧いただきたいと思えます。7項の(1)をご覧いただければわかるんですけども、録画は「レビュー方式」、あるいは「読み聞かせレビュー組合せ方式」とあります。これは日弁連が付けた名前ではありませんで、最高検が付けた名前です。何を言っているかといいますと、自白調書をまず作成をする。その作成した内容を検察官が確認をしていくという、それをレビュー方式として、それが基本であるということを言っています。

そして、それに対してもう1つの読み聞かせレビュー組合せ方式というのは何かというと、若干それに付け加わります。調書の案文を作成して、それを読み聞かせる場面。自白調書をつくった上で草案をつくってそれを読み聞かせる場面から始める。これが読み聞かせレビュー組合せ方式。要はとにかく自白調書の基本を作成した上で、その最後の場面だけ撮りましょうというのが、検察庁の考え方です。これは、警察も右にならえということで同じ方式をやっております。

ですから、もう一度資料94のほうにお戻りいただくと、1ページに3項というのがありまして、調書を取った時間というのが報告されています。大体30分程度からということが、非常に短い取調べ時間しか録画されていない。ご承知かと思えますけれども、警察まで含めると、非常に裁判員裁判対象事件だと、重大な事件になりますと、20日間以上にわたる取調べが行われるという中で、わずか30分程度の録画がなされているだけだと。これが日本で言われている一部録画の現状であります。非常に検察庁は、あるいは警察も含めてですけども、および腰のままで一部録画をしているということがわかりいただけるかと思えます。

では、なぜこういうやり方をするのかということなんですけれども、これがとにかく検察庁、警察庁が言うことは、取調べの録画というのは、真相解明機能に対して悪影響を及ぼすんだという議論が繰り返してきます。これが94の2ページだけのレジュメに繰り返して出てくる。例えば4の(1)の ということに、真相解明機能が害されるおそれがあることから実施しなかったという言葉が表現として出てきます。

それから、(3)のところをご覧いただければわかるんですけども、録音・録画取調べの真相解明機能に及ぼす影響がどうのこうのということが書かれておりまして、ここでは、供述態度が変化した事例が存在しているから、真相解明機能に影響を及ぼす場合があり、実施方法には十分な慎重を要する、と書かれています。

それから、検証結果のまとめ、5のところに四角く囲まれています。2つ目の のところでもありますけれども、「他方、録音・録画が取調べの真相解明機能に影響を及ぼすことがあることが明確となった。であるから、録音・録画の実施方法については、十分な慎重さ

を要することが再認識された」という、そういう表現を使っております。

とにかく、ひたすらこの議論でありまして、つい先日出ました警察庁の検証結果もほぼ同じ表現を使っております。

とにかく、録音・録画をすると真相解明機能に影響を及ぼすんだという、その一言を繰り返し言っている。そういう状況になっております。これをわれわれはどう評価すべきなのかということになります。

もう1つ前提として確認しておきたいのですが、録画の中でどんなことが行われているかということは、先ほど言いましたレビュー方式、レビュー組合せ方式なんですけれど、彼らがじゃあ何をやっているかというのですが、私も一部見たものがあるんですけども、それに出てくる警察官、検察官が、例えばこういうことをいきなり始めるんですね。「じゃあこれから4日前の取調べでやった状況について確認していくからね。」と、被疑者に向かって言います。「そして、これがそのときつくった調書だよ。」というようなことを示して、「ここにあなたの署名押印があるからね。」「これあなたが署名したことに間違いはないよね。」と、そういうやりとりを実は撮っているだけなんです。真相解明云々というのは、本来は4日前の取調べで何が起こったかじゃなくて、実際の事件がどうであったのか、本当の犯罪行為がどういうふうに行われていたのかということが、本来問題にすべき真相解明になるはずであるにもかかわらず、そこでやられていることは、4日前の取調べが普通に行われましたよね、そういうことをやっているだけだというのが、日本の一部録画の現状ということになります。

じゃあ彼らがやっている真相解明、彼らが非常に問題にしている真相解明機能というのは何なのかということにさかのぼるわけですけども、これは実は彼らが調書として描き出した事実、これに署名押印したかどうか、これを納得したかどうかこそが真相解明なんだと言っているというのが彼らの説明であります。

取調官が供述調書として作成したものを、被告人が認めた、被疑者が認めたかどうか。これが真相解明なんです。これがそうなんだろうかという、その根本問題にわれわれは立ち至らなければなりません。密室である以上、そこで語られるのが真相かどうか。これはあくまでわからない。

もっと端的に言うと、取調室の中では真実ももちろん語られるかもしれませんが、しかし、虚偽も語られる。このことについてどこまで彼らが意識しているのかということについて、根本的な問題、疑問があるはずなんです。

なぜ真相解明ができなくなるかということについて、捜査機関はいろんなことを言います。例えば信頼関係がつかれなくなる。密室でひそひそ話ができなくなる、話せなくなってしまうんだという言い方をするんですけども、ひそひそ話の中には真実もあるかもしれませんが、嘘も含まれる。信頼関係があることによって、真実も語られるかもしれませんが、嘘も語られる。そのことについての根本的な認識、検証ということを全然しようとしていないということが大きな問題です。

足利事件が何だったのかということを考えていただいて、信頼関係をつくったつもりになっています。取調官は。彼らはそれによって、自分たちのつくっていた、見極めていたストーリーというものを足利事件の菅家さんに押しつけました。それをもって彼らは真相解明と言っているだけなんです。

志布志事件も同じことのはずです。鹿児島で起こったこと。あれらは彼らがいろいろやりまして、いわゆるたたき割り捜査ということをすることによって、それによって彼らはストーリーをつくりあげます。それを認めさせること。これが彼らにとっての真相解明なんです。

富山の氷見事件も同じなんです。彼らは先にストーリーを、彼が犯人であると。柳原さんが犯人であると、彼が犯人としてこういうことをしたに違いない。それを認めさせる。それが真相解明だというふうに思って、それを押しつける。そういう押しつけに対して密室の中で人間はどういう心理状態になって、どういう態度をとってしまうのか。そこについての検証というものをしようとしていないんです。簡単なことなんです。密室の中では真実が語られるかもれしませんけれど、嘘も語られる。信頼関係はつくられるというんですけれど、非常にゆがんだ信頼関係がつけられるおそれがある。

権力者である捜査官が、「おまえは犯人だ。」と決めつけているという流れがあります。「証拠があるんだ。」と、「おまえがいくら否認してもだめなんだ。」と。「おまえはこういうことを認めなかったら罪は重くなる。俺たちは真実を知っている。いくら否認してもだめだぞ。」という圧力の中で、「頼ってきなさい、君が救われるのは私たちの考えている事実を認めることなんだよ。」という、そういうことが密室取調べの中では起こっている。非常に恐ろしいことなんですけれど、私たちは取調官の人たちが悪意でやっているとは思いません。彼らは善意で、それこそ正しいことをしていると思い込んでやってしまうんです。そういう過程というものが全然見えなくなってしまう。これが密室取調べのはずなんです。信頼関係を構築することによって、嘘をつくってしまう。嘘の事実があたかも真相解明であるかのようにになってしまうということについての検証がないままに行われているのが、今の日本の裁判です。

不思議な話なんです。要するに取調室の中でつくられていった事実、捜査機関が思い込んだ事実、これが正しかったどうか、それを検証しようという形の裁判が、これまで延々と行われてきたのです。本当に供述がそういうことを語られたのか、語られなかったのか。語られたとしたらなぜなのか。それがすべて見えない形で作られてきました。そして調書という形、非常に断片的な形で作られた最後の最後のまとめの部分だけをもって、それが真相解明だと言ってみたり、それによって事実が明らかになったというようなことを言おうとしている。それを検証して、有罪だ無罪だということをやっていたのが、これまでの裁判だったというふうにわれわれは評価しています。

おかしいのではないのでしょうか。もともとは本当に事件であったのか、犯罪があったのか、それから犯人がこの被疑者なのか、被告人なのかということを知ることこそが裁判の

本当の対象であるにもかかわらず、密室で何が行われて、密室で本当にそう語ったのかどうかというのが重大な争点になっているということが根本的な問題なんですけれども、実はスキームを維持したいといっているのが、一部録画なんです。非常に不自然な形での一部録画、レビュー方式だとか、組合せレビュー方式だとかというやり方だというのが、われわれの見方です。

そういうことを考えますと、出てきた供述が本当に真相、真実を語ったものであるのかどうかというのは、供述過程を見ないとわかりません。どういう問いかけに対して、どういう答えが返ってきたか。それに対してどのような記録がなされたのか。そのことがわからないと、検証のしようがないんです。

そしてもう一つ、極めて危険なことがあります。一部嘘でも自白をしてしまう、一度でも自白をしてしまった人は、その人の心理として、嘘の自白を維持してしまうという現実が心理としてあるんです。みんなそうなんです。菅家さんが典型なんですね。彼は公判に行っても一部、捜査段階で自白をしてしまったから、公判に行ってもかなり長い間、嘘の自白を維持しています。

富山の氷見事件の柳原さんもそうです。彼は、捜査段階で嘘の自白をしてしまった。その絶望からきて、全く嘘の事実であるにもかかわらず、公判ですっと嘘の自白を維持してしまう。志布志事件もそうなんです。志布志事件は、6人自白した方がおられますけれども、1人の方は公判で嘘の自白にこだわっていました。第1回までは公判で、まだ嘘の自白を維持していました。一度してしまった自白に人間というのは自らこだわってしまう。そうすると、一部録画で最後だけ撮ってしまうだけでは、本当の意味の危険性というのは何も除去されない。

そうである以上、われわれは取調べの全過程、供述を始めたはじめの過程から撮って、もし供述が変化したのだったら、なぜ変化したのか。その場面を記録しておかなければならない。これは論理必然的で当たり前のことのはずだと考えています。

イギリスで取調べの可視化が始まったときに、これは1980年代なんですけれども、その後、非常にイギリスでは取調べについての危険性という問題が再認識されるようになりました。今言いましたようなことは、全部取調べの過程についていろいろ録音がなされたことによって、検証されたことによって、心理学者なども交えて、警察官が嘘の自白が、どういう場合に嘘の自白をしてしまうのか。そうした場合、どういう心理に陥るのかということ徹底して科学的な検証をしていき、そしてイギリスでは取調べ手法について、コグニティブ・インタビューという表現を使っているようですが、心理学者も含めて、どういふことで、間違った自白を引き出さないためにどうすべきかという取調べ手法を開発しようと、そこまでもうやっている。

ところが、日本は密室取調べにこだわっているがゆえ、先ほどのようなことで真相解明だと言い続けているがゆえに、いまだにそういう捜査手法、取調べ手法というものについての正しい知見というのが得られず、科学的な検証もなされず、まだまだ延々と水掛け論

の中で議論は続いている。これが日本の現状です。

いろんなことを申し上げてきましたけれども、彼らが言っている可視化をすると、真相解明というものができなくなり、治安が悪化するなんていうことを言っていますけれども、逆のことも考えなければいけません。その自白を強要された人が本当に納得して、刑罰を受けているでしょうか。密室取調べによって警察、あるいは捜査機関に対する信頼も落ちること。そのほうがよっぽど治安を悪くすると、私は思います。そもそも取調べの可視化をするかどうかで、本当の国の治安というものが決まるというものでは、私は絶対ないと思います。取調べの可視化をしたら治安が悪くなるというのは、これは本当に風が吹けば桶屋が儲かる式の議論ではないかと。

いろんなことを申し上げましたが、そのぐらいで私の報告とさせていただきます。ありがとうございました。

(片山議長)

ありがとうございました。

それでは、この件で委員の皆さん方からご意見、ご質問、ご発言をお願いします。いかがでしょうか。

(松永委員)

今、菅家さんが無実になられた、こういうときこそチャンスだなというふうに思います。今までもずっとそうやってこられたのに、何でずっと水掛け論が続いているのかなというのが、外から見ていると不思議だったというのがあります。あとネーミングの話がありましたけれども、取調べの可視化ということでわかりづらいということですが、今ビジネス社会でキーワードとしてよく言われるのは、見える化、これは本当に一般的になっているので、取調べの見える化というだけでも、全然見え方が違ってくると思います。

(秋田事務局長)

これは確かにわれわれ延々と議論はしておりまして、彼らの議論も非常にいろいろ変わってきているのは事実なんですけれど、はじめのときはやはり自白というものが取れなくなるということですね。はじめの頃は真相解明論ということを書いていたんですけれども、それに対して議論、だいぶ実はあちらのほうの議論も変わってきたのは事実です。当初の頃は、とにかくいわゆる精密司法論ですけども、日本ではこういうのが捜査手法であると。それで、それがやれなくなったら、日本の裁判そのものが成り立たなくなるみたいな、非常に観念的な議論から始まっていったと思います。

その後いろいろ議論が進化していく中で、変わってはきています。しかし、一部録画をやらざるを得ないという状況にはなって、そして、なお真相解明機能阻害論という議論を今も続けているという状況です。

彼らのほうも変わっていつているんですが、それでもなお警察が非常に可視化に対する抵抗勢力として非常に強い立場をとっているということがはっきりしている。これは政局的な話になっていきますけれども、われわれがこういうことを訴えていく中で、非常に民

主党のほう、あるいは野党の方、実は公明党の先生方もかなり積極的に評価をしていただけなんですけれども、警察官僚クラスがとにかく自民党に対して激しいロビー活動をしている。自民党の方の中にも、ちよくちよくそういうことで可視化に前向きな姿勢のことをチラッとおっしゃる方がおられると、すぐに翌日には警察官僚のメンバーがその人のところに訪問して議論をしているんですね。

言われることは、そんなことをしていたら、日本の治安は与党としての責任を果たせるのですかということをおっしゃっているようであります。これは実は、アメリカでイリノイ州でも 2005 年に同じように取調べの可視化が実現をしているんですけれども、そのときにも同じようなことがありまして、そのときは当時のライアン州知事が取調べの可視化、全過程の録画を法案としてつくりたいということになったようなんですけれども、そのときにやはり警察が言ったことは、そんなことをすると治安が悪くなるということで、治安が守れなくていいのかということで、かなりロビー活動をやっています。

そのことはアメリカの民主党にとっても、犯罪に対して弱腰であるというふうに見られるというので、非常に問題であるということで、かなり腰砕けになりそうだったようです。

そのときに、いや、それではだめだと。やはり全過程をしなければいけないということ強く訴えた人が当時の州の上院議員であったオバマだったのです。それは一部録画ではだめだと。全過程でなければならないということ、一部では自白の過程がわからなければ、そこで何が行われるかわからないということで、全過程を強く推進されたのがオバマ上院議員だったということです。

今、そういう中で同じようなせめぎ合いが、アメリカイリノイ州で起こったようなことが日本で起こっているという現状であるというふうにご理解いただければと思います。

(清原委員)

基本的なことを教えていただきたいのですが、取調べの過程を録画するときというのは、撮影の角度というか、対象者はどういう形で撮影されるのですか。つまり、被疑者というか、容疑者の方だけではなくて、取調べの方も撮影の対象に入ると思うんですけれども、カメラがどこの視点にあるかということをもっと基本的なこととして教えていただきたいのが 1 つ目の質問です。

それから、これは積極的に虚偽の自白を防ぐという機能があるということはこの間一貫して説明していただいたんですけれども、もちろんそれだけではなくて、「真実を明らかにする」という基本的というか、最も重要なことが取調べで行わなければならないとするならば、真犯人の場合にこの取調べの可視化をすることに意味があるはずなんですよね、当然のことながら。そんなに想像したくもないんですけれども、逮捕された人がすべて真犯人ではないということではなくて、基本的には真犯人というか、容疑者が逮捕されて取調べをされると私は思いたいんですけれども、そうであるならば、この取調べの可視化をすることによるメリットというのは、必ずしも自白の任意性、信用性を立証できるためだけではないというふうにも思うんです。けれども、特別に日本の取調べの際に裁判員制度と

合わせて可視化、「見える化」が言われたということには、「自白の信用性の立証性」ということがあるだろうということは、本日のお話でよくわかりました。

これに加えて、積極的な機能といいましょうか、そういうものがあるというふうに思いますので、それについてもご紹介をいただければありがたいと思います。以上、2点お願いいたします。

(秋田事務局長)

まず1点目の件について、ご説明をさせていただきますけれども、日本の場合は、検察官の場合は大体取調室の検察官の背後にカメラが用意されておりまして、しかも大体スピーカー型をしておりまして、それがカメラであることを意識させないということを考えているようです。レンズは2つ付いておりまして、1つがアップにして、検察官の後頭部と被疑者の顔が見えます。それが大きな画像として記録されるようになっていまして、それから小さな画像で、取調室全体を大体見渡せる。レンズの位置はほとんど同じですから、アングルが変わるわけではないのですけれども、全体が見渡せるような状況になっていきます。ですからもちろんそういうことで、カメラの死角において何か暴行が行われるとか、そういうことを防ぐということが考えられています。

あと編集ができないようにするというようなことで、わざわざデジタルで撮りながら、それを一回アナログに変換をした上で、記録がデジタルで改ざんされないようなという、そういうことも考えられています。

カメラと意識させないようにする。それから被疑者、捜査官両方が映るようにする。おそらく警察も同じ体制になっているはずなんですけれど、そういう意味では、カメラの視点などは意識をしています。この点については、日弁連も一部録画がされ始めるときに一定の意見を言ったということも背景にあります。

ただ、今それでよかったかどうかということについては、まだ議論の余地があり得ます。これから改善をしなければいけない可能性も非常にあります。非常に正面から撮っているということで、表情などについて、表情がアップになっているということで、誤った印象を与える可能性がある。インタビューのとき、どういう方向から撮ったほうがその人の心理というのがよく読めるのかというようなこともあって、逆に今みたいなアングルだと、嘘のことを言っても真実に見えてしまうのではないかという観点からのご指摘をいただいています。特にオーストラリアとか、ニュージーランドでそういうことを調査してこられた学者の先生がおられまして、もう少しカメラのアングルを変えたほうがいいんじゃないかというようなことをおっしゃっている方もおられます。そういう意味では、これからわれわれも少し検討をしなければいけない側面があると思います。

それから、もう1つ、2つ目の点でおっしゃった点は、非常にわれわれも考えております。1つには自白の虚偽自白を防ぐという機能、可視化にはそういう機能があることは当然なんですけれども、たくさんの機能が含まれているというふうに思います。先ほどからお話にあった、もし、仮に虚偽の自白をしてしまった場合に、それを後から検証するとい

うことです。それから、真相を述べた、本当に自白をした場合にはそれを固めるという機能も非常にあります。

これは、NHK で私も見たんですけれど、昭和 30 年代に起こりました吉展ちゃん事件のときですが、否認のときからずっと録音がなされていました。非常に熱心な刑事さんが、きっちりと証拠というものをかき集めてきて、そしてそれを順次突きつけていくことによって、嘘の否認から自白に追い込んでいく。本当の真の真摯な自白に持っていくことができたのです。その過程というのは非常によくわかるような録音になっているということがわかります。

ですから、そういう意味で可視化は真相解明にも正直非常に機能するのです。これは実はアメリカとかイギリスでもそうですけれども、そういう議論は常になされています。特に自白の過程というのが明らかになる。そうすると、そういう形ですべて全過程が録画されていて、本当に自白に至った場合の任意性の争いとか、そういう争いが全くなくなるという言い方がなされます。可視化を導入した海外ではほとんど警察官がはじめは非常に否定的なことを言っているにもかかわらず、実際に全過程の録画を始めると、むしろそれに対して積極的なことを言うのは警察官のほうであると。彼らが「自分たちを守ってくれる。真相解明にも非常に役に立っている。」というのです。ライアン委員会、先ほど言いましたイリノイ州のライアン委員会の中で取調べの可視化を推進する役割を果たされたトマス・サリバンさんという教授がおられるんですけれども、その方が論文に書かれています。その副題が Everybody wins というんです。要するに誰もが勝者である。それは警察官も取調べの全過程を録画することによって勝者になれるし、人権を守る会の弁護士もなれるし、そして被疑者もなれるしという、そういう意味で Everybody wins という表現を使っているんですけれども、非常に象徴的な言葉ではないかと思っています。

この、逆に日本の 94 の資料で、非常に供述が変化したとか何とか言って、いろんなことを言って、おおよび腰のことをやっているんですけれども、彼ら勝者になれないのは、まさに一部録画で、本当に部分的に取り上げようとするからであって、全過程をやれば、彼らも、日本の捜査官も勝者になれると私は思っています。

(清原委員)

ありがとうございました。やはりその機能の中でも極めて中心的なのが真相の解明機能だというふうに思いますし、そのことを今言うてくださった“Everybody wins”、誰もが勝者だとしたら、そのお立場お立場でどういうメリットがあるのかということが、さらに整理されるとよいのではないかと思います。今説明を伺っていて、何となく日弁連と検察、警察が対立構造のようにこのお話が進んでいるかのように伺えたのですが、私はそういう運び方というのは、建設的ではないように思います。ぜひ、共にそれぞれにメリットがあるのだというような展開を、私のような立場では期待したいと思いました。ありがとうございました。

(吉永委員)

聞いていると、一番真相の解明というところで、他方は、それは資すると言い、他方は害すると言っている。これが全くどちらも勝てないという、とても進歩のない構造の中にずっと足踏みをしているのはなぜだろうと。こんなにもものを詰めることが得意な方々、法曹界の方々が、どうして、これ、詰まらないのかなというのがとても不思議なんですけれども、必ず言われるのは、つまり可視化になると、あなた方はみんなそれでうまくいくと思っているけれども、容疑者というのはみんな一筋縄ではいかない人たちのだから、そのところで紳士的な態度を強要されると、落とせなくなると。それで、みすみす目の前にあがっているのに逃げ切られてしまうんだということを使う人がとても多いんですね。

それに対してじゃあ一般の市民が、そうなんだと、そうかもしれないなど。それとやっぱり多少手荒なこととか、多少はそういうことかもしれないのかなという、そこに戻っていきってしまうんですね。だから、ここのところをきちんと詰めていかないと、逆に可視化することによって、逆にそういう態度をとっていることが将来的に不利にもなるということになれば、両方にとってプラスになっていくだろうと思うんですけれども、一向にそういう流れになっていかないというのは、どこかで基本的なところの共通認識が持てないんだと、持とうとしてないのか、持たないのか、よくわかりませんが、今日の検証のあれを見ていても、録音・録画の実施上の問題点というのがありますね、2ページ目に、4というところにね。問題点のあるところ、ここ重要なところなんだと思うんですね。向こう側が言ってきているところですから。こういうところを1つずつ1つずつ詰めていかないと、共通のところに行かないんですよ。実際に録画・録音をしなかった事件164件という中の というのは、真相解明機能が害されるおそれがあるという、これがまさに一番ポイントなんです。組織犯罪事件と書いてあるわけですよ。これはおそらく容疑者がおとなしそうな人だったらいいけれども、やばそうなやつだったら、こういうところにこれ入っちゃうわけですよ、もうこの段階で。これではやる意味が全くないのではないかなという気がするんですね。

あと、3番のところに、被疑者が録音・録画を拒否したために実施しなかった。これを聞いただけで、じゃあこれは被疑者の選択制なのかと。被疑者がやってくださいと言えばできることなのかと。やらないと言えばできないという、こういうところで検証しちゃっていいんだらうかというのが、基本的なまず疑問です。取調べを受けている姿を他人に見られたくないと言ったと。他人って誰ですか。事実を供述しており、録音・録画の必要はないと。これは一体どういうシチュエーションでこの人たちがこういうことを言ったんでしょう。事実を供述しているから必要ないよなんていうことを言わせること自体がおかしな話ですよ。それから共犯者からの暴行をおそれる。これも他人に見られると一緒に、ここの情報がどう管理されるかということに対して、全くの信頼性をおいていないということになりますよね。緊張して十分供述できない。これはむしろ可視化されたほうが緊張しないと思うんですね。何が起きるかわからないという状況ではない。それから、弁護人からの指導って、これは一体何なんだろうということもあります。こういうことに対し

て、きちんと事実関係と、この言葉の持っている意味の勘違いなり、こういうことを1つずつ検証していくという、この検証にもう一回検証する。それを同じ土俵の中で語ってもらわないと、一般のところではいつも不明なままに、最終的にはこれは損だ得だの話から一歩も出ていかないような気がして、そもそもこういうことに対して、きちんと同じ土俵で詰めてもらいたいなという気がするんですけど。

(秋田事務局長)

おっしゃるとおりだと思います。ただ、われわれは1つ大きな問題がありまして、われわれは目的外使用の禁止ということで足かせを課せられていまして、こういう事件で出てきているDVDというのは、われわれ自分の事件の担当事件は検証できるんですけど、それ以上の検証ができないんですね。

彼らは、最高検は目的外使用しているんです。最高検の担当者は全部見た。160何件だか何百件もの、

(宮崎会長)

目的外使用の説明を。

(秋田事務局長)

そうですね。目的外使用というのは、要するに刑事記録として出てきたDVDも刑事記録になりますよね。そうすると、裁判のため以外に使ってはならないというのが刑事訴訟法の規定にありまして、目的外使用の禁止ということになっているんですね。

そうすると、例えば第三者委員会みたいなもので、本来であれば警察、検察がやるだけじゃなくて、みんなで検証すべき、あるいは本当にいろんな公平な第三者が検証すべきところだと思うんですけども、それが今刑事訴訟法の足かせのために、われわれはできない状態になっているんです。ですから、ある意味で断片的なこちら報告受けながらやってはいますけれども、彼らが言っているのも、要するに冊子としてこういうもの、こういうことであつたんですよという、非常に主観的な表現も含めて供述が変わったとか、何だとかという、実際はまさにそこも検証できない。聞きたいになってしまっている。これが1つ大きな問題なんです。だから、そこも含めて何らかの形で提言をしていければ、今回の足利事件なんかも、非常に大きな検証課題というのはたくさんあるはずなんです。そういうことについて、今司法の独立だとか、裁判官の独立だということで、それを検証できなくなるんじゃないかといういろんな問題があります。裁判員裁判の3年後検証に向けて、どういう検証をするのかということもありますけれども、検証のあり方というのは、本当にこれから意識をしなければいけない。今おっしゃったように、かみ合った議論をするために、そういうことができるようにしていただければありがたいと考えています。

(中川委員)

ちょっといいですか。私も今吉永さんが言われたのは非常によくわかりまして、うまいこと言われたなと思うんですけども、結局言葉と言葉の喧嘩みたいな感じになっていまして、本音のぶつけ合いになっていないような気がするんですよ。多分、検察、警察の言

いたいことは、あんたら、何もわかってないよと。そんな、あんなやつらを相手にして、短期間に、限られた時間内にきちんとした結論を出すためには、そんな紳士みたいなことやったらできないと。多少手荒で強引でないと無理ですよというのが、多分本音だと思うんですよね。

それは、ある意味では多少はそうかもしれませんがね。それがいいか悪いかという、それは行き過ぎれば悪いに決まっているけれども、ある程度は、それはやむを得ないかもしれないこともあると思うんです。それを全部そういうものがだめだということをいえば、これはとても議論にならないですよ。だから、そのところはやっぱり本音で話をしないと、僕はだめだと。

それで多分といいますか、検察の体質は、結局ずっと江戸時代の昔からの岡っ引き体質を引き継いでいて、とにかく密室の中で人情と脅しとあれとで、何とか本人のギョッと魂を引っ張り出そうという手法でしょう。その体質は1つも改まっていないと思うし、それがいけないと思うんです。だから結局そのところは、何が必要かといったら、やっぱりさっき川崎副会長が言われましたように、やっぱり近代的な司法技術というものが、多分もっと研究しなければいけないことがあると思うし、それからやっぱり証拠の収集能力を向上させて、そんな何も人情に訴えなくてもいいようにやるというこの2つの点をやはりもっとやらなければいけないと思うんです。それを放っておいて、密室主義を貫こうというのは、やっぱり僕はちょっとそれはあまり合理的じゃないと。

だから、そういう方向に検察、警察がこの問題を通して動いてくれれば、非常にいいと思いますし、それから日弁連のほうも、あまりキャッキョッキョ攻撃するだけではなくて、結局真実解明ということが大切だとすれば、やっぱり多少は協力すると。例えば、この資料を拝見すると、諸外国では弁護士立会を認めていますよね。このことも全然おっしゃらないというのは、僕はちょっと片手落ちだと思います。やはり弁護士立会という形で可視化をカバーすることも、多分これは大変だと。そんな時間もないしというようなことになっていると思うけれど、それはやっぱりちょっといいとこ取りだと思うんですよ。だから、ちょっと何となく建前同士の闘いが激しすぎて、そこをちょっと感じますね。

それと、1つこれは質問なんだけれども、もし可視化をやったら、裁判の負担というのが増えるということはありませんか。全部20日間で10時間やったとすれば200時間ですよ。それは全部は見ることはないとしても、どこにどういう場面があるかというのは、わからないわけですから、結局はずっと相当見なければいけないということになるでしょう。

(秋田事務局長)

私がイギリスを訪問して聞いてきた話では、まずそれが使われることはほとんどないとのことでした。録音・録画がなされますと、任意性に対する争いというのがなくなる。要するに嘘の自白であったのかどうなのかという争いがそもそもなくなりますから、非常に効率化が進むのです。私はあちらで警察官5、6人会ってきましたけれども、たくさんた

くさん一生懸命取調べするんだけど、実はほとんど陪審の使われたことが、彼らは一度もないと言ってましたね。

仮にもし争いがあるとしても、それは大抵まず反訳書をつくって、反訳書の中でやりますし、実際問題として本当になんかということでした。

それとなぜ日本で延々と20日間もやらなければいけないのかという問題もあります。1日10時間も話していて、一体何しているんだろうかということ、よくよく考えると本当に無駄話ばかりの時間ですよ。そういうやった、やらない、やった、やらない、いやこうだのああだのという繰り返しです。可視化をすればそういう取調べそのものの効率化というものが非常に進むだろうと、私は思っております。それは確かに未検証のというか、少なくとも諸外国での経験できているところだと私はそう思うんですけれども、そういうことも含めて、それこそまさに検証すべきところだったんですけれども、これがはじめに結論ありきで、一部録画で最後の場面だけ撮ってという、そういう意味では、これは本当の意味で可視化に向けての検証には全くなっていない。今おっしゃるようなことも含めて検証していくべきだと思います。

(宮崎会長)

私、アメリカでフリートライアルというのか見たときに、検察官と弁護人のやりとりは、録画テープを渡す、調書を渡すというのが検察官の仕事で、調書というのは一体何書いてあるのかということ、このテープに何が入っているという目録が入っていて、それに被疑者がサインをしていると、こういうことなので、時間がかかる、録画テープを調べることによって時間がかかるということはないわけですね。それでほとんど争いなくなるわけなので、ですから、録画テープがある、だから、それを現に本当に見なければならぬというような事例というのはほとんどないというように聞いています。

(フット委員)

いろいろと言いたいことがありますけれども、整理していませんので、前後するかもしれません。実は私の日本法の研究のはじめは、免田事件その他の冤罪事件でありますので、まさに私にとって、これは新しく非常に古い話であります。死刑冤罪事件の後にいろいろな検証が行われ、中には調書裁判の問題点などというテーマもありました。私も論文などでそれを取り上げて録画、そのときは可視化という言葉は使いませんでしたけれども、録音・録画という言葉を使いましたが、なぜ警察・検察側がこれだけ抵抗しているのかということも、その論文で書いたわけです。その後検察官から手紙が来て、録音・録画という制度を取り入れれば大変なことになるんだよという、そういう手紙もいただきました。その時点で私は、本当にそうなのかなと思って、ですから、本当にその本音は何なのか。これだけ抵抗している本音は何なのかということはずっと考えてきましたけれど、先ほど吉永委員、中川委員からの話を聞いて、やっぱりそうだろうなと思いました。冊子の23ページの注を見て、松尾当時検事総長の話で、「衆人環視のオープンな形の中では」という言葉がありますけれども、その言葉が私にとって分かりにくいものです。しかも、先ほどの

目的外使用の話からすると、ますます「衆人環視のオープンな形」のという言葉が分からなくなってきました。と言いますのは、録音・録画しても、その内容を公表することが目的外使用に当たりますので、取調べの実際の状況が衆人環視のオープンなものにならないはずで、とにかく、松尾元検事総長の言葉を見て、ひょっとしたらそこには本音が現れているのではないかと思いました。もちろん一般人が取調べそのものを見るわけではありませぬけれども、それを録画してしまえば、取調べは実際どのように行われているかということは、一般人が見えるようになり、そしてそれに対する反発が起きることを恐れて、それが本音なのかなと思ってしまいました。ですので、そういった、なぜこんなに抵抗してきたのかということは、いまだに不思議に思っています。特に海外の経験からしまして、私の聞いているところでは、イギリスだけではなく、オーストラリアですとか、あるいはアメリカのいろんな州では、最初は抵抗しました。日本と全く同じように警察側、検察側は抵抗しましたが、一旦導入してしまえば、やはりこれはわれわれのためにもなる、ということにもなります。先ほどの Everybody wins ということで、むしろ警察側としてはこれを利用しているという話をよく聞きます。さて、そうだとすれば、日本はどこが違うのかということで、1つには、考えますと、20日間という長時間にわたる取調べでありますし、しかも別件逮捕などの場合ですと、たまには2か月、3か月となるケースもありますので、それだけ長時間の録音・録画というのは、他の国とは事情が違うのかなと思ったりします。あるいは別の違いとして、日本では取調べがこれまで全く密室で行われてきましたので、先ほどの話にありましたように、アメリカですと弁護人の立会の下での取調べですので、これまでは日本にはそういった伝統がありません。それがまた外国とは違う状況なのかもしれないと思います。ですが、そういった意味ではあるいは不安だけではなく、日本の状況は違うんだという検察官側の主張には一理あるかもしれませんけれども、だからいいとは、だからそれが正しいとは思いませんけれども、でもそういった事情の違いはあろうかと思えます。

もう1つ、免田事件やその他の事件で大きな問題となるのは、調書の利用であって、これも今回は可視化が進めば調書の利用の必要がなくなるかもしれませんけれども、私は先ほどの宮崎会長の話にありましたように、アメリカの調書はまさに言葉どおりです。まさにそのとおりのもので、これは整理されたものではありません。日本の調書は整理されたものであるからこそ危ないと思っていまして、しかも免田事件のその後の検証において、検察側が検証して問題点など、転々とする自白ですとか、あるいは矛盾だらけの自白は危ない、要注意であるという、まさにそのとおりです。確かにどこかの論文において、しかも裁判所は自白の信頼性を試すため、そういう転々とするもの、あるいは矛盾だらけのものは、信頼性は認められないケースがありますので、転々とするものや矛盾がないように、例えば長時間、あるいは2、3日の取調べを行った後で調書を作成するという、むしろそういったアプローチが望ましい場合もある、ということが書いてありましたけれども、それこそ危ないと思っています。本当にどのような取調べが行われたかが非常に重要

な問題ですので、まさに今回の部分的な録画も全く同意見で、これだけ、最後だけを録画してしまったら、何が行われたか、全く見えてきませんので、同意見です。しかし、もう一点疑問に思ってきたことが、調書の利用にそのような危険が伴いますので、弁護人が当然に調書の利用に同意しないで、その利用に反対するはずだと思ってきましたが、反対することが少なく、同意する率が高い、と理解しています。それがなぜなのか、その疑問も持ってきました。もっと辩护人側からの調書の利用を反対すればよいのではないかと思っ

ていましたが。

(宮本委員)

私たち市民側から見ると、逮捕されて裁判にかけられる、その過程が全然見えてこないんです。もし知るとすれば、ドラマや小説などでどういうふうに取り調べが行われているかを想像するだけです。ドラマでは、日本の取調室でもものすごく暴力的に警官がやっています。本当にああいう暴力や言葉での誘導をやるから、菅家さんのような冤罪が起きるのではないかというふうに私たちは見るわけです。裁判は公開ですが、その過程の取り調べの可視化というのは、私は絶対必要だと思ってきたのですが、検察、警察側が反対している意味を、今日はじめて知った次第です。

少し質問があるのですが、裁判員裁判のときの議論もそうなのですが、私はやっぱり自白ではなくて、証拠を判定せよと。これが本当だと思うのですが、日本は何か自白が重要視されていて、証拠がなんか片隅に追いやられている感じがするのですが、それはいわゆる先進国と比べて、特に日本が自白が重要視されているのかどうか。

日本は取調室では暴力が行われている。アメリカなんかを見ていると、逮捕するときのものすごく暴力ふるうようですが、取調室の暴力がないというのは、先ほど弁護人の立会があるというふうに言われて、なるほど納得したのですが、いまだに日本でも取調室でのいろんな脅迫とか暴力とか、あるのかどうか、もしご存じだったら教えてください。

それからもう1つ、ビデオとか録音したものは、関係者が見せてほしいといえ、見せてもらえる、一般人が見ることができるとチラッとおっしゃったんですが、見ることができるとか。そこのところがちょっと疑問点。

(秋田事務局長)

まず、今の日本の取調べの現状なんですけれど、確かに最近、氷見事件も起こり、その前に志布志事件ということがあって、あからさまな暴力の数は少し減ってきているんじゃないかなというのが実感ではあります。しかし、いわゆる自白強要というのが繰り返されています。これは体の暴力というのがなくても、やはり心理的に追いつめるということが繰り返されていて、つい最近私も関与していた事件で不起訴になった事件があるんですけれども、やはり否認をしていると、かなり叱りとばされ、要するに彼らは自分たちが正しいと思っていますから、先ほど説教の話がありましたけれども、そういうことをしています。そうすると、やっぱり認めたほうがいいんじゃないかと。多くの被疑者は正直、その事件にあれでも、すねに傷のあるような、ちょっと悪いことをしていたような人が多

いものですから、ここは認めてしまったほうがいいんじゃないかみたいな気になるという、よく言うんですね。そういうことで、いまだに自白強要というのが繰り返されているというようなことは、絶対否定できません。

そもそも警察官の教育自体が非常に大きな問題をはらんでいると思いますけれども、彼らは被疑者というのは必ず嘘をつくものであると。被疑者の言いなりに調書をつくるのは、ある意味では刑事としての名折れであるというような発想をどうも持っている。この冊子の中にも出てきますけれども、まさか否認をしている人間をもしかしたら真犯人ではないと思って取り調べをしてはならない。必ずクロであると、絶対落とすんだという、そういう気概を持って取調べに臨みなさいというようなことが、流出したマニュアルなんかにも出てきたりするんですけども、そういう状況です。

ですから、彼らはある意味で真摯に自白強要をしてしまっている。そうすべきであるという教育がずっと続けられてきまして、やはり自白に頼る体質というのはまだまだ残っている。

これは1つの歴史的な背景がありまして、日本は精密司法という言葉があるんですけども、すべてストーリーが完結していないと、要するにぼこぼこ穴が空くというような形で有罪にするのではなくて、こういうことがあって、こうして、こうやって人を殺してみたいな、そういう虚偽自白とされているものもすべてストーリーで語られる。どうやって首を絞めて、どうしたという。氷見事件なんかでもそうです。それこそ、志布志事件なんかでも、会合が4回行われる。そして、ありもしない会合であるはずなのに、ビールの銘柄まで全部書いてある。そこで出てきたビールがどこのメーカーのビールであったとか、そんなことまで書いてあるというような、そういう非常にストーリーにこだわる型の裁判を戦後やってきたという、この伝統がまだまだ払拭できていないという現状があるというのが、1つ大きな背景にあるということですね。

そういう意味で取調べの実態について、身体的な暴力じゃなくて、周防監督の描かれました、「それでもボクはやってない」、あれを見ますと、被疑者の若い青年が、警察官から怒鳴られてやられるシーンという、自白を強要されるシーンというのが出てくるんですけども、あれが非常によく実態を表しているなというふうに思います。

(川崎副会長)

ビデオ一般のことについてお話しいただきたい。

(秋田事務局長)

その点は、公開の法廷で取り調べられる限りでありまして、先ほど言いましたとおり、刑事記録というのは一般に基本的に公開されませんし、弁護人は配付されます。弁護人には義務的開示をされるんですけども、弁護人はそれを裁判のための検討のため以外には流用してはならないという目的外使用、例えばこういう場に持ってきて、こういうDVDだったんですということをしてはならないということが決められています。

ただ、公開の法廷の中で取り調べられますと、そのときに映像として公開されますから、

その法廷の傍聴している人、それからそこに立ち会っている被疑者・被告人、そして裁判官、裁判員は見るができる。

(宮本委員)

だから、傍聴人は一緒に見ることができるわけですね。

(秋田事務局長)

そうですね。その限りということで。

(宮本委員)

傍聴人は、自分の関係者とか、いろんな知っている人である可能性は高いですね。

(秋田事務局長)

それは実際そういう取調べがなされたときは、ただし、いろいろそういう配慮というのがありまして、傍聴人に対して見えないようにするとか、いろんな配慮というのは十分あり得ますので、そのあたりは必ず例えば先ほども見られるのは格好悪いとか何とか言う人がいたとか、そういう話があるんですけど、それは常にそういうふうに、別に中央公会堂で映像が流されるわけでも何でもありませんし、それは別問題としてプライバシーの問題があれば、それは配慮すべき問題であって、それはそのことと可視化が一部でなければならぬとか、可視化ができないとかという話とくっつける問題ではないと思います。

(豊委員)

ちょっと10年前なんですけれど、このオレンジの冊子の12ページに出ている宇和島の事件というのがありまして、たまたま当時社会部で記者をしまして、無罪になった元被告の方に会いに行きました。彼も虚偽自白を強要されて、6時間後にガンガン言われて頭の中真っ白になって、ここにも書いてありますけれども、誰も自分のこと信じてくれないとか言って認めるわけです。論告も終わって、判決を待っていたんですね。そしたら全然別のところで、実は私がというか、真犯人が見つかって、無罪の論告があって、無罪判決を受けます。ただ、その人が出てこなければ、きっと有罪が確定して、多分彼を救う術はなかったのかなと。志布志事件は、朝日新聞の後輩が取材をして、いろいろ記事にも書いたんですけども、結局同じことがずっと行われていたということです。

感じたのは、被害救済するにはやはり可視化しかないんじゃないかなと思います。検察が言っているのは、可視化をしたときに、真相解明機能がなくなるとか、あるいは信頼構築ができないので供述が得られないというのは、まだ全然検証されていない話です。こう言うと叱られるかもしれないのですが、大体この間ずっと審議会の話でも、議事録を公開すると自由な議論ができないとか、最初名前は伏せ字でいきましょうとやってきた。ただ、最近はほとんど伏せ字の議論なんていうのはなくて、大体どこもオープンになっていると思うんですね。かつ、インターネットで見れるところもあるでしょう。ですから、検証もせず、ないことを理由に、いろんなことを言っているんじゃないかと。やってみて、また考えればいい部分も多々あると思いますし、かつ、どうして一部の録音・録画だけ認めて、全部録音・録画した場合に信頼構築ができない、真相解明ができないというのか。

じゃあ一部だったらなぜいいのかと。もし外の目を入れることがだめであれば、一部だっただめだということになります。そこの理屈がいまいちちょっとわからないところがあって、後者のところは一体どういう理屈を警察、検察庁は言っているのか。なぜ一部だったら真相解明機能、信頼構築はできるのかという説明をしているのでしょうか。

(秋田事務局長)

おそらく自白に至る場面というのは恥ずかしいから、一部とすることでその配慮をしましょう、というつもりなんだと思います。要するに自白した上であって、ある程度まとめた部分であればいいという、いろいろプライバシーとかそういうところが全部隠しておいて、ある程度出来上がった、言ってみれば演じてみなさいというか、自白しているところを、こういうまとまった範囲のみ録画するんだから、要するにそういう恥ずかしい部分を全部そぎ落としているんだから、いいでしょうという議論です。その限りで真相解明は阻害されない理屈だと思いますけれど、これははっきり言ってナンセンスだと私は思っています。

要は、隠したから真相解明であるということ自体が勝手なパラドックスなんですよ。隠せばわからなくなるのは当たり前であって、わからなくなった部分で一体何が起きているのかという問題もあります。そもそもひそひそ話が真相解明だという、見られないところのひそひそ話が真相解明だという発想も、全くナンセンスですし、事実、真相を明らかにするというのは、検証に耐えられる形の証拠であってはじめてそれが真相解明ができたということであって、ひそひそ話はあくまでどこまでいってもひそひそ話であって、ひそひそ話の中では、真実だけでなく嘘も語られます。先ほどの繰り返しになりますけれども、陰でこそこそ言っていることが真実かどうか、悪口言っている内容が、ある意味ではここだけの話にしてあげるから、悪口を言いなさいというような、そんな話なんですよ。その悪口が真実かどうか、じゃあ誰がわかるんですかと。いや、それは真相だよと俺が聞いたんだから、信頼関係つくって聞いたんだから真相なんだよというのが、警察の言い分、検察の言い分だということになるんですけれど、だから、恥ずかしいところを見せてないから真相なんだという、全くわかったようなわからないような理屈でしかないんですよ。とにかく、真相というか、全過程が可視化されている中で語られて、耐えられるような供述であってこそ、はじめて真相解明する供述を得たと言えるはずですよ。そのための技術を彼らが磨くべきですよ。

(松永委員)

これだけ冤罪が続いてなくなるわけですよ。ということは、システムがおかしいという、どうしてそういう発想にならないのか。いろいろお話を伺ってよくわかりましたが、ただ、今回の菅家さんのことというのは、皆さんに改めて、特にご本人があそこまで出ていらっしゃったから、改めてみんなにも心に残ったと思います。よって、システムがおかしいというところに、本当の議論をしていかないと、この機会を逃すと、本当にもったいないなという気がします。

(片山議長)

これは、この問題だけじゃなくて、官僚機構に通底する問題なんですね。ですから、私なんか元官僚のところにはいたものとしては、特殊とも何とも思わないですね。この検察とか警察のへりくつというのは。みんな同じなんですね。自分たちのやり方を変えたくないんですよ。いろんな自分たちのやり方で不都合なことがいっぱい起こっていても、変えたくないんですよ。これは官僚機構の病でして、一応謝ったり、その場をしのぐことはするんですけども、メカニズムとか構造を変えたくないという心性があるんですね。

(松永委員)

例えばシンドラのエレベーターでも、何かちょっとおかしいというのだったら、やっぱり調べるとか。

(片山議長)

それがやっぱりいろんな理由があるんですけど、自分たちでは事情的に変えられない。これがもう官僚機構のやっぱり末期症状なんですよ。ここにも出ていますよね。

(清原委員)

今おっしゃったところに関係するかわかりませんが、今回、菅家さんの事件のときに、異例のことと先ほどご紹介ありましたけれども、最高検のほうで即座に再審がなされる前に釈放ということになりましたね。それは大変画期的なことであって、やはりこの間のいろいろな経験を踏まえて改革といいましょうか、改善といいましょうか、そういう歩みが始まりつつあるのではないかというふうに感じているんですね。

この取調べの見える化をするときに、現在、少なくとも事例としてあるのは、最高検が取り組まれたいくつかの事例だけですよ。日弁連さんのほうはそれをもとに積極的に外国の事例なども調べて、こういうポジティブな面があるというふうに言われているのですが、裁判所のほうでは、この取調べ過程の見える化によって、裁判が裁判員制度にもなることだし、どういうふうなプラスがあるのかなのか。そういうことについて、裁判所が検討されているような動向はおありになるのでしょうか。

私なんかは、こういう改革というのは、三者それぞれの視点があるので、法曹界で、やはりできる限りそれぞれの枠を越えて議論をするような場がオープンにあったらいいと思うんですけども、裁判所の立場だけが今回出てこないものですから、何か最高裁でも議論されているのでしょうか。

(秋田事務局長)

歴史的なことを言いますと、司法制度改革審議会で一旦可視化の議論はもう終わりというふうな終止符を打たれそうになったことがあるんです。書面による取調べ状況報告書、取調べ状況記録書面というものをつくって、それで終わりにしようというふうな形になったことがあります。その後なんですけれども、司法制度改革審議会の後に、いろいろさらに検討委員会が設けられて、その中で裁判官委員がこの録画・録音問題、裁判員裁判へ向けての制度設計の中で積極的な発言をしたということが、可視化が1つ脚光を浴びる大き

な原因にもなったという事実があります。

裁判所の本音は可視化してほしいということはあると思います。といいますのは、1つには、私の方で当たっているかどうかわからないんですけども、これまでは、やはり検察主導の刑事司法だと思っていた。要するに、密室取調べで何が語られたのかということ、それが後追いで検証することばかりやらされていたのが刑事裁判の1つのパターンだったと思うんですが、今この裁判員裁判になる中で大きく変わろうとしているのは、やはり公判中心主義。公判でわかりやすいという、密室で何が行われたかでなくて、まさに公判で決着をつけていこうという意味で、裁判官もヘゲモニーを獲得しようという動きはあったと思います。

その中で、かなり録音について論文が出まして、最高裁の意を受けたとかしか思えない、吉丸眞元判事とか、そういう幾つか引用されている元裁判官の論文がたくさん出たという現状があります。

そういう中で、一旦終止符が打たれたかのように見えた録音・録画の議論が再燃をし、今ここに来ています。本音の部分では裁判官の多くは可視化というものを求めていることは間違いがないと思っています。ただ、最後の最後で彼らは腰が引けるんですね。要するに日本の裁判はあくまで可視化をするかどうかは立法課題であると。この立場を絶対崩そうとしないんです。ちらちらちら、したほうがいい、したほうがいいというようなことを言うんですけども、しかし、自分たちは裁判官であると、それは立法で解決してほしいということが、どうも本音のようです。

そこがちょっと日本の裁判官のおもしろいところで、アメリカなんかでは州によっては判例で解決しているところもあります。オーストラリアなんかでもそうなんですけれども、要は録音・録画もされないような自白は、全然証拠としてなりませんよと、ポーンと言ってしまえば、一気に法律があろうがなかろうが進む部分でもあるんですよね。そういうことを彼らはしない。そこはとにかく立法で何とか解決してくださいと。

(清原委員)

それで、ここに立法での取調べの可視化の実現をというふうに、あえて立法でのというのが付いているんですね。

(秋田事務局長)

それは、おっしゃるとおりです。

(清原委員)

すみません、ありがとうございました。

(中川委員)

この問題は、可視化というとらえ方よりも、むしろ日本の取調べ方法の改革といいますか、刑事事件における取調べ方法の近代化というか、改革というか、そういうとらえ方をすると、割合わかりやすくなるし、それからそういうことになれば、日弁連としても最高裁としても、自分たちはどう関与するかということを考えざるを得なくなってくるわけで

すよね。可視化というのはその1つのあり方であって、やっぱりそれだけでは、その可視化だけを100%やれば目的を全部達するかという、そういうふうに思われたいですよね。やっぱり検察、警察の今の体質そのものが問題になっているわけで、そのこのところをどういうふうに改めるかということが最大の問題でしょうから、だから、もうちょっと大きな視点で法曹界がやっぱりアイデアを出し合うべきじゃないかなという感じがいたしますけれどもね。

(片山議長)

本当はさっき秋田さんが言われたように、裁判所がしっかりすれば、こういう問題は無いんですよ。裁判所が、冤罪を生むような、生んできたような、取調べ方では、証拠にしませんよと言えば、取調べ方が変わってくるんですよ。結局裁判が機能していないとか、機能不十分だと。

(宮崎会長)

最高裁が機能していない。

(片山議長)

そういうことなんですよ。

(宮崎会長)

政治の世界で、あんな最高裁の裁判官辞めさせろとか、そういう動きになるのをとてもおそれている。

(片山議長)

私、非常に興味深いのは、これ刑事裁判の有罪率が99.9%だと言いますよね。ということは、ほとんど機能していないということなんですよ。なくてもいい。なくてもそんなに変わらない。そういうと、皆さんの仕事なくなるから言いませんけれどね。

(宮崎会長)

本当に。検察官が裁判してたらそれでいいわけですからね。

(片山議長)

古代の熱湯裁判とそんなに変わらないですよ、有罪率は。実は日本ではちゃんと審理をして、吟味して、判定をする係の人が機能していないところがずいぶんあるんですよ。例えば、閣議というのがありますよね。内閣の閣議。これは有罪率というか、是認率は100%なんですよ。

(丸島事務総長)

官僚から上がってきたものを。

(片山議長)

官僚から上がってきたものを全部是認するわけですよ。大臣は何しているかという、ひたすら花押をサインしているんですよ、サイン会なんですよ。安倍内閣の時に1回だけ事務次官会議と閣議の決定とが違ったことがあったんですよ。だから、99.9%ぐらいになる。

それからあと、地方議会がそうなんですよ。ほとんどの自治体の地方議会の是認率が

100%でしょう。

(清原委員)

1つだけ、住民投票請求条例の議案だけで、否決を提案して否決ですから、是認という形になります。

(片山議長)

是認でしょう。ですから、清原さんのところでも是認率100%。これは要するに地方議会が機能していないんですね。そこで何が起きているかという、閣議の場合には役人が不透明な中で決めているんです。国民の目に触れないようなところで。だから、各省協議というんですけれど、これを可視化することが実に重要なんですけれど、可視化は絶対しません。

それから地方議会はどうかという、これはやっぱり役人と議員との間の根回しがあるわけですね。議員間の談合があるわけです。ここはオープンにならないで、法廷と同じ立場の本会議というのは、ほとんど儀式化するわけです。あとは、シナリオを読み合う。日本は、本当に決めるべきところが実は機能していないんです。その結果別のところが事実上決めている。そこで、しょうがないから、実質的に決めているところを可視化とか透明化とかしましょうねという話になっている。でも、その人たちはみんないやがるんですよ。だから、私は、これをやることは、日本の構造改革の1つだと思うんです。司法の改革だけでなく。

もう1つ、さっきちょっと言いかけたんですけれど、官僚機構というのは必ずこういう反応をするんですね。自分たちがやっている流儀を変えることはものすごく抵抗しますから。そのことについて、いやだからいやだといえば素直なんですけれど、へりくつをいろいろ並べ立てるんですね。とんでもないことになるとか、大変なことになるとかですね。例えば日銀総裁が否決されましたよね。あのときに財務省の官僚が言っていたのは、空席になったら日本経済に対する信用がガタ落ちになると。全然そんなことはありませんよね。

それから、道路特定財源の問題で暫定税率が4月から去年ちょっと下がりました。官僚たちは大混乱すると言っていました、何も混乱しませんよね。官僚の人たちが混乱するとか、大問題になるというのは、実は眉につば付けたほうがいいんです。大体へりくつが多いですからね。

私の経験は、私が鳥取県知事になったときに、透明化を徹底しますという話をしたんですね。そしたらもうみんな総スカンでした。そんなことしたら、仕事になりませんよと。大混乱ですよと。ところが、やってしまって1年も経つと、いやあ、透明化がいいですよ。何も説明しなくていいと。私たちは全部透明化したら、仕事するのが楽でいいと言って、結局毛嫌いしていたものが、自分たちを守る術だということがわかってくるんですね。

これ私 Everybody wins というのは、そうだと思うんですよ。取調べの正当性をきちんと証明することになりますから、くどくどくどくと言わなくていいですから。だから、やってみたら多分日本の検察や現場の警察官は、このほうがいいということに多分なると思う

んですね。今は食わず嫌いだと思うんですね。

それから最終的には私思うんですけど、何のためにやるんですかというのと、やっぱり冤罪を防ぐためだと思うんですよ。特にこの議論をするときに、常に治安の問題はどうかとか、こういう議論になるんですけども、私なんかは、人権ということから考えたら、自分のこと考えたらいいと思うんですね。自分がいつ何時、身に覚えのない刑事事件、犯罪事件に巻き込まれるかって、これ人ごとじゃないですよ、菅家さんの件を見ても、電車の中の痴漢の話聞いても。自分がそういう事件に巻き込まれたときに、どういうことになっているのがいいかと言われたら、密室で誰も見ていないところで取調べを受けるよりは、絶対カメラがあったほうがいいと思うんですよ。自分自身のことを考えたら、絶対可視化が必要だと思うんですね。だから、国民の皆さんがこれを人ごとだと考えないで、自分が巻き込まれたときにどうかということを考えたら、自ずから答えが決まってくるんじゃないかと思うんですね。中にはいやだという人もいるかもしれませんが、身に覚えのない人だったら、絶対可視化されたほうがいいと思うんですね。そういう視点が必要なのかなと思いましたね。

(中川委員)

こういう議論はいつでもこういうふうに、あっちかこっちかになるんですよ。けれども、やっぱりよく考えなければいけないのは、別に否定するわけじゃないですよ。やっぱり効率性というか、そういうものも考えなければいけません。さっき片山さんが言われたけれど、取締役会だって否決されたことなんか絶対ないですよ、企業。それは満場一致なんですよ、いつでも。それは、みんなが何もやっていないわけじゃないんですね。結局末端の組織が責任をもってきちんとやるべきことをやっているから、最終判断を議論あまりしなくて済むようにしてあるわけですよ。だから、その形だけをとらえて、それがいかんとかいいとかいうのは、ちょっとやや問題がありまして、僕は今の検察、警察の体質というのは変えなければいけませんと思っていますが、だけどやっぱり犯罪捜査というちょっと特殊な世界における技術というものはやっぱりあると思うし、それが改革してこなかったから、今問題になっているわけで、そういうものはどんどん発達させなければいけませんけれども、それそのものを否定して、こういうところにおける会議と同じように、犯罪者と警察とが対話をするということはある得ないと思いますし、どの辺までやっぱり許容するのか、どこがいけないのか。

やっぱり1つは、弁護士立会というのをなぜ考えられないんですかね。もう被疑者がまいったって、これはもう落ちそうだと、俺は。もうこんなじゃ困るといときに、弁護士さん呼んで、ちょっと助けてくれと。とんでもないことになりそうなんですということは、なぜ言えないんですか。これは制度的に何かそういうのがあるんですかね。

(宮崎会長)

弁護士立会権が、それは入れば入ったで、われわれは否定しているわけではないんですよ。ただ、一番合理的なシステムとしてずっと録画しておいてくれたらそれでいいじゃ

ないかと。

(中川委員)

だけど、それは後でしょう。

(宮崎会長)

ずっと取調べを録画しておれば、それでいいわけです。後からいくらでも検証できるわけです。

(中川委員)

いや、そうじゃなくて、もう今たまらないのだと、被疑者が、今もう落ちそうだと。

(宮崎会長)

そのときに弁護士立会権というと、いつでも弁護士をずっと待機していなければいけないわけです。今と言われたら24時間じゃないけれど、それは現実に不可能でしょう。

(中川委員)

だけど、24時間待機ということじゃなくて。

(宮崎会長)

それよりはやっぱりビデオで、後から検証するというシステムがいいと思います。ただ、取調べの立会権があること自体は別段否定はしないし、アメリカのように、弁護士が、取調べノードと。何時から何時までなら俺が空いているから、その間なら取り調べてもいいよと、こう言えるならそれでいい。ただ、日本の取調べのシステムがそうになっていないですから。

(中川委員)

だからそこら辺もさっき言ったように、どうしてそういう話にならないんですか。

(宮崎会長)

弁護士が空いている時間に取り調べてくれという権限があるなら、それはそれでいいのです。

(丸島事務総長)

今、中川さんがおっしゃったその問題が1個あるんですね。取調べ規制の問題で、要するに、のべつ幕なしに朝から晩まで取調べをしているという前提での議論をするのはいかがかと。本質的に言うと、やっぱり取調べの時間がどうあるべきかというのがあったり、あるいは身体拘束時間がどうあるべきかという問題があったり、それとセットで弁護士立会の課題も、そこは出てくるんだろうというふうに思います。

(中川委員)

一番わかっているのは被疑者ですよ。一番わかっているのは被疑者ですから、その被疑者の要請があるときに動けるという体制があるというのは、非常に自然なように思うんですけれどね。

(宮崎会長)

その体制を確保するだけの報酬がいただければ、いつでもいいと私は思います。

(中川委員)

アメリカはどうなんですか。

(フット委員)

アメリカはもちろん任意で取調べを受ける被疑者も結構いますけれども、ミランダの権利というのか、黙秘権が非常に強くなっていますので、結局は応じないと言えば、そこで取調べを本当はストップしなければいけないことになっています。ですので、実際上は弁護人の立会の権利はちゃんとありますけれども、実際上はそれほど使われなくて、結局は大体応じたくないという時点で、取調べも終わってしまっていますので、結局弁護人の立会の話にもならないわけですけども。

もう1点、先ほどの点に関して、私の理解では、検察官の立場としては、1対1でないと反省・悔悟が生まれてこない、という主張です。ですから弁護士のことではなく、むしろ検察官側からは、1対1でないとだめだということです。弁護人が入ってしまえば、その取調べの重要な目的の1つは反省を促すことであって、第三者が入ってしまえば、反省を促すことはできないというふうに検察側が主張しますけれども、それは今のビデオカメラがこれだけ小さくなってしまえば、そのような理論は全然成り立たないだろうと思います。

もう1つ、私からの質問として、今度の裁判員裁判において、調書はどうなるのでしょうか。目で見て、耳で聞いてわかる裁判の実現ということになってはいますが、そうだとしますと、調書はもう使わなくなってしまうのでしょうか。

(秋田事務局長)

そうすべきであると、昨日も大阪でだいぶそういう裁判官と実は議論してきたんですけども、私たちはとにかく調書は不同意にしていくなだと。徹底して口頭主義になるんだというところを、弁護実践としてもしたいんだという、ただ、そこがどこまで実現できるのかというのは、実は弁護士の力量にこれからかかわってくるのではないかなと、われわれは思っています。

私はちょっとそういう意味では裁判員の関係でも、いろいろそういう弁護実践のあり方について議論するのにだいぶかかわってはいるんですけども、それは本当にわれわれがどういう運用になっていくのかというのが、われわれの意識、弁護人の責任というのは重いなと思っております。

(丸島事務総長)

基本は法廷で目の前で行われて、そこで真相を明らかにしようというのが基本だから、調書はできるだけ使わないというイメージだと思います。

(川崎副会長)

陪審裁判が昭和3年から昭和18年まで15年間開かれているわけですが、このときの無罪率が18%程度に達しているんです。484件陪審に付されて、81件が確か無罪。なぜか。要は、事実認定をする陪審員に対しては調書が渡されなかった。だから法廷の中でのやり

とりだけで陪審員が判断したというふうに言われているんですね。それと同じ結果が出てくるかどうかはわかりませんが、少なくとも今の99.何%からは動く可能性がありまし、調書に頼らない裁判というのを実現する可能性はあると思います。

(フット委員)

その点に関しまして、何年前か、裁判員裁判のまだ制度設計の時代でしたけれども、ある裁判官と話していたら、今後は調書はどうなるんですかね、こんなに分厚い調書は裁判員全部読むわけにはいきませんので、やはりわれわれ専門裁判官が省略版をつくらなければいけないんでしょうと言われました。そのとき、ゾッとしましたけれども、その後、そのような話は裁判所側から聞かなくなってしまいました。しかし最近、ある検察官と話しましたら、今度はそういう分厚い調書は使えなくなりますけれども、省略版をわれわれ検察官が作成しまして、それを法廷で口頭で読み上げることになるだろうとおっしゃいましたけれども、それもまた、それは最後の部分的な録画と同じような問題が生じてしまいますので、そうならないように祈っていますが、どうでしょうかね。

(秋田事務局長)

まさにわれわれの意識でしょうね。やっぱり同意するか、不同意にするのか、本当に弁護人の決めるところですから、弁護士がどこまでそこを目的意識を持ってこれから弁護活動をするのかというのは大きいと思います。

(片山議長)

さっきも私申し上げましたけれど、政治があまり機能していないと言われていて、例えば後期高齢者医療制度なんて導入されましたけれど、非常にすこぶる評判悪いわけですよ、姥捨て山だとか言われて。それで、導入したときにすごく批判が出るわけです。誰に矛先が向くかということ、厚生労働省に向くんですよ。だけど、法律通したのは国会なんですよ。その法案を決めたのは閣議なんですよ。誰も大臣の責任だとか、国会議員の責任追及しないで、役人を追及するわけですよ。おまえが悪いと言って。役人は謝りはしないけれど、抗弁するわけですよ。すごく不健全ですよ。決めた人たちはほとんど責任感を感じていない。

よく似ていると思うのは、今度の菅家さんの事件で謝れと言って、警察本部長が謝って、最高検の次長が謝って、裁判官は謝っていないでしょう。一番謝らなければいけないのは裁判官ですよ。だって、言うなれば、検察は案を出しただけですから、起訴したというのは、それを見て決めたのは裁判官ですからね。裁判官に誤りがあったんですよ。最も謝らなければいけない人たちは、多分自覚もないんでしょうか。世間も追及しませんよね。ここに私は問題あると思うんですよ。本当はそこで裁判官を追及というのは変ですけども、裁判官の誤りをきちんと正して、どこに間違いがあったんだろうかということを検証していけば、やっぱり検察の調書をあまりにも重視しすぎたとか、そういうところになって、当然この可視化の問題というのは、その辺からアプローチがされると思うんですよ。

ところが裁判官というのは超然としていて、問題だ、問題だと言ってこっちのほうで検討するというのは、何か変だなと思って、政治と役人との関係とよく似ているなと思って、本来機能すべきところが機能していないという。それで日本の構造問題が多いですけどね。

(丸島事務総長)

イギリスのいろいろな刑事司法の制度改革の取組は、冤罪事件をめぐって政治レベルかいずれかのレベルで、独自の調査委員会をつくられて具体的な原因分析をする、そこからいろいろな提案をしている。日本でも足利事件を、これだけのことが起きたら、どこかできちんと検証して、どこに間違いがあったのかと。責任がどうなるかという明らかにして改善に結びつける。そういうことが今されなければいけないと思うんですけども。

(片山議長)

それをするのは最高裁だと私思いますけどね。

(丸島事務総長)

そこがちょっと今見えない。

(片山議長)

そのことをきちんと問題点として提示すべきだと思うんですよね。あなた方が一番の責任者なんですよということ。検察だけが悪いと言われてはいますけれど、検察は案をつくっているわけですから。

(川崎副会長)

実は一審弁護士も十分に反論しなかったというところで、弁護士側の責任もあるんじゃないかという、こういう指摘もあります。

(宮崎会長)

菅家さんの事件はね。公判の途中までずっと自白をしているというか、認めていましたからね。難しい事件です。

(丸島事務総長)

それは、捜査官が取調室で被疑者と心を通わせて真摯に取調を行い自白に追い込んだのが、これだけ間違いだという、そのどんなに熱心にやっても、間違いだったという構造的な問題として考えなければいけない。

(片山議長)

結局問題は、説明責任を果たさなければいけないのは、この件だと裁判官ですよ。ところが裁判官はそれから免れているわけですよ。じゃあ実質的に誰が説明責任を果たすかということ、検察、警察になっているわけですよ。そこが実は不透明なので、説明責任を果たせませんということになっていますから、結局誰も説明責任を果たさないわけですよ。しょうがないから、検察を透明化して、取調べ側を透明化しましょうかと、今こうなっていますけれども、本当は説明責任を果たすべき人がちゃんとすれば、この問題は解決するんだろうと思うんですね。

(宮崎会長)

菅家さんの事件は、DNA 再鑑定申請をどんどん却下しているでしょう、裁判所がね。DNA の再鑑定ぐらいいればいい。

(片山議長)

やればいいですよ。

(宮崎会長)

と思うんだけど、やり直し、見直しを一切受け付けないという体質も問題かなと。

(中川委員)

マスコミの出動の場面じゃないですかね。

(豊委員)

鎌田慧さんが、東京新聞のコラムに書いていたんですけど、今回の事件はまさに裁判所、検察庁という、国家権力の敗北なんだけれども、同時にメディアの敗北でもあると。メディアが徹底的に検証しろと言っていましたので、これは新聞労連でも、来期の新聞研究活動というのがあるんですけど、この検証をすべきではないかと、今議論しているところです。

(宮崎会長)

関連して証拠の目的外使用というのも、本当は極めて重要な問題でして、大阪で、所長がおやじ狩りに遭ったという事件で、弁護側が防犯カメラのビデオテープをテレビ会社に持ち込んで、実は身長が検察官の主張と違うと鑑定してもらおうと同時にそれが放映された。しかし、テレビ会社に持ち込んだことが目的外使用だというようなことで、捜査の対象になりかねないというようなところがあったんですが、これを厳格にやっていると、弁護側は先ほど言ったように、研究も検証もできないし、また場合によっては弁護活動にも支障が生じる。

われわれとしては、今度の裁判員の守秘義務もありますけれども、厳格に運用されると、支障が出てくると思っています。

(宮本委員)

検察、警察が全面可視化に反対する理由は、やっぱり被疑者に対する人権意識がない取調べをやっているからじゃないかと私はずっと思っている。99.何%が有罪になるというのは、最初から被疑者は犯罪人、犯罪を犯したと。自分たちは一段上に立って、官僚もそうなんです、お上ですから、私たちに何かしてやっているという、ずっと伝統的な意識がある。だからそういう人間的な差別意識というんですかね、それは私も根底にあってはならない法曹か司法でまだ厳然としてあるんじゃないか。被疑者は裁判で確定するまでは無罪であるという意識が、全然日本では定着していない。そこから私は意識を変えていかないと、検察、警察側の取調べというのは、公開できないような取調べをやっているんじゃないかと。弱い人に対する平等意識というのがないんじゃないか。弱い人もそういうものを持っていない。菅家さんみたいに持ってなかったんじゃないかと。だから根本的な日本の

社会の意識に根ざしているんじゃないかと、私は思っているんですけど。

(フット委員)

さっきの目的外使用関連で、私が以前から気になっているのは、調書は結局渡すだけで、読み上げることもありませんので、結局調書の内容を見ているのは裁判官、弁護士、検察官だけであって、裁判は公開の法廷で行うという憲法上の規定があるにもかかわらず、調書の内容がわからなければ、いくら傍聴しても裁判の本当の中身が全くわからないわけです。見えてこないというふうに思っていますので、それも目的外使用、あるいは公開の裁判の観点から、調書のそういったような利用も1つの問題であるというふうに思っていますが、どうやらそれはアメリカ人として見ますとおかしいと思いますけれども、日本人は、これは当然視しているような気がいたしますけれども、どうでしょうか。それは検察官、裁判官だけは当然視しているのでしょうか。

(秋田事務局長)

エリート意識がかなり影響していた、日本の裁判をゆがめていたのは、これは間違いないんじゃないでしょうかね。その意味では、それこそそれを変えるのが裁判員裁判ですから、これから今すごく大きな責任を弁護士が負っていることだけは間違いがないと思います。

(丸島事務総長)

裁判員裁判の議論を通じて、可視化は具体的な課題となってきました。取調などの刑事司法改革の課題は、今まで岩盤みたいな固い壁にぶつかって全然議論にならなかったのですが、裁判員裁判が始まることになってから、今こそ可視化が必要だという議論になってきています。

(中川委員)

1つ教えてほしいのですが、99.7%という、あれは前から不思議で仕方がなかったんだけど、要すれば起訴したものは99.7%が有罪になっているという意味でしょう。そしたら、起訴しないものもいっぱいあるわけですね。起訴しないものは、検察段階でこれは無罪だという判定を下しているということは当たり前、そういうことですよ。

(丸島事務総長)

有罪にするのは難しいとか。

(中川委員)

有罪にする、そこなんです。だから本来は起訴すべきものを、有罪率を上げるためにこれ逃しているという面は見えないですよ、これは。

(丸島事務総長)

検察官が裁判を決めたらおかしいことになる。

(中川委員)

それはどういうふうに補足されているのか。

(宮崎会長)

これは可視化すると有罪にならなかつたら治安は悪くなるというけれど、本当は不起訴になる、あるいは立件されない事件がものすごくたくさんあるんですよ、世の中。これはなぜ立件しないか、不起訴にするかという、本当の誤認逮捕とか何だとかというのもあるけれども、多くは検察官が立証に苦労する、ややこしいな、忙しいなということで埋もれている事件が多いのです。現場の警察官には検察官の不起訴処分に対する不満はものすごくわかるんですよ。ものすごく捜査をして、膨大に調書を書いて、だけど検察官が立証が大変だなということで不起訴にするというようなこともある。膨大な無駄が今、警察、検察庁の中にあるんです。だから、これだったらもっと可視化をして、書類作成にかける膨大な手間を省き、刑事が町にもっと出て行って、多くの犯罪を捕まえたほうが、日本のトータルの治安としては、とっとも改善するのではないかと。私はこの可視化云々という議論をされるときには、本当に処罰すべきもの、起訴すべきものというのが、調書を書く手間で忙殺されていて、立件されていないものがある。トータルとして刑事司法を見れば、可視化というのは非常に日本の治安の改善に資すると思う。弁護士会が強調することではないけれども。

(中川委員)

もっといえば、疑わしきものは積極的に起訴をして。

(宮崎会長)

いや、そんなことは言いませんが。

(中川委員)

それで法廷裁判員に判断してもらおうというアメリカ式の考え方に持っていくのか。あるいは今のような確率を重んじてそういうことでやっていくのかというような議論になる。

(片山議長)

ありますね。

(宮崎会長)

それはトータルの刑事司法から見るとね。可視化しないから、ともかく1点の曇りもあつたら、裁判官の心証が得られないおそれがあるので、ともかく必死になってその1件を、盆栽を手に入れるように、ものすごく労力をかけて大事に持っていく。だから99.7%の有罪率。もう少し刈り込み方を、可視化することによって、他のところに労力を使うべきじゃないのかなと私は思ますけどね。

(川崎副会長)

可視化の問題の他に、中川さんが取調べ期間のあり方、取調べの方法ということをおっしゃいましたでしょう。昨年10月の国際人権規約の委員会では、我が国の人権状況に対する勧告が行われているんです。1つは、可視化を実現しようということ。もう1つは、捜査機関のあり方として、真相解明をするのは、捜査機関の役割ではないと。証拠だけ集めて、それをそのまま裁判所へ持って行って、裁判所が判断すればいいんだと。それはさっきからフットさんがおっしゃっておられるアメリカ式の取調べのやり方、捜査のやり方と

ということになるのかもしれませんがね。これ、結構おもしろいなと私は思っています。

(中川委員)

岡っ引きなんですよ。調べた人が判断するというのが江戸時代からのあれで、裁判所みたいなのがなかったわけですから。大岡越前守のところで全部判断する、検察が判断するという体質でしょう。ここをやっぱり、そこをもう少し国民の皆さんに知らせなければいかんような気がします。それで当たり前だとみんな思っているわけだし、しかも安心していますよね、99.7%だと。我が国の治安は優秀であると。だけど、これは今の話のように隠れた部分を見ればですね。

(宮崎会長)

ものすごい不起訴件数です。

(中川委員)

それはどうかという問題になりますから、その辺もやっぱり少しPRというか、本当の意味で知らないと、だから可視化とか、そういうことが必要なんだという。

(藤本副会長)

そういう意味では菅家さんの事件、菅家さんのたまたま足利事件の関係では、自白もあるし、DNAの鑑定もあると。ところが、菅家さんはその当時同じような地域で起きていた別件で、やってもいないのにやったという自白を取られているんですよ、2件。結局検察官のほうは、それは裏付けが取れないということで不起訴になっていると。

そこでもう一度ここで可視化のところをもう一回考えなければならぬ。要するに自白に追い込むということが、いかに一般の人にとってみると大変なことなのかということを確認した上で、可視化の問題を考えていかなければならないのではないかと、僕はこういうふうに思うんです。だから、新聞にちょこっと2件について自白したけれども、不起訴になったということが出ているんですけど、その辺のところの問題点をもう少しマスコミのほうで取り上げて、なぜそうなったのかということあたりを取り上げていただければ、運動につながってくるんじゃないかと思っているんですけども。

(川崎副会長)

今の2件というのも、幼児殺害事件なんですよ。結局菅家さん、3件全部自分がやったと自白しちゃった。このうちの2つの事件は自白だけで証拠が集まらなかったから、起訴していないわけですよ。実際にこの3件、彼がやったとするならば、死刑ですよ。幼児3名の虐殺ですからね。それでも自白している。嘘の自白をさせられている。これが一番の問題なんじゃないかな。

(中川委員)

だけど、それは本人にも多少問題があったんですかね。そうとしか思われぬ。

(丸島事務総長)

僕らも被疑者と会って、知的な問題や性格的なことも含めて、非常に素直な人だったり、誘導に乗りやすかったり、いろんな方がいるわけで、刑事事件と無関係のこういう一般的

な世界にいと、何でそんなことと思うんだけど、やっぱり実際に話してみると、僕らがこうでしょうと言ったら、そうですねと言われる被疑者の方というのは結構いるわけで、そういうことをよく見極めた上で取調べをしないと、真相究明なんだと言ったって実情はそんなものじゃないというふうに僕は思いますけどね。

(中川委員)

そう思いますね。

(丸島事務総長)

これは本当にいろんな方がいます。しかもああいう空間の中でやガンガンとまた理詰めでやられたときに、「すみません」となるという心境というものを、僕らが理解しないといけない。

(中川委員)

第三者がそこへ入るとするのはやっぱり大切じゃないかな。

(相原事務次長)

ニュージーランドなんかは、そういう問題事例に関しては、やはり客観的な第三者を入れるとか、いろいろな制度があったりするみたいなんですけれども、あともう1つ、今の話があって、19ページに愛媛の事件が出ていたのですが、これは私が修習しているときに、検察、弁護士修習、裁判修習でたまたま同じ事件を3か所で見るという、ちょっとレアなケースを体験しました。43人中41人が自白しましたが、最終的にその件に関しては全員無罪になりました。これなんかは途中でだんだん落ちていくんですね。なぜ落ちるかといったら、ここに書いてあるとおりです。最後2人だけ完全否認を貫きました。ところがその2人は最後まで身柄を取られました。あとの人たちはやはり仕事があるとか、体力的にきついかとかということで、選挙違反だったものですから、だんだん痩せていくんですね。会いにいくと、もうだめですと。2人だけ最後まで否認しましたが、後で最後に客観的証拠があったものですから、この件に関しては無罪になったんですけれども、ごく普通の、普通の、何の前科もない方たちですが、自白しています。

(宮崎会長)

ずっと否認しきるなんてすごい。

(相原事務次長)

否認しきった2人のほうが。

(中川委員)

そういうものですかね。

(相原事務次長)

検察官を私は知っているんですけど、皆さん正義感でやっています。弁護士修習行って、弁護人のほうでそれこそ朝昼晩どこでも行くからと言っているんですけど、捜査するからというので、昼の時間とか、休み時間、ここの30分しか会わせないとか。

(丸島事務総長)

会わせないよね。

(相原事務次長)

会わせないです。

(丸島事務総長)

会った直後が問題なんだ。僕もやっぱり経験ありますけれど、15分間ぐらいあって、その後で自白させられているんですよ。法廷で、弁護人と会った後の自白だから、これは正しいんだと、こう主張するんだけど、本人に言わせると、本当に苦しくて苦しくて仕方がないときに弁護人と会ったときに、ポッと青空が空いたような気がするのね。それで、それがパッと閉じられるんですよ。ガクッと心理的に落ちているころへ落とすタイミングなんですよ。そういうことのために弁護人が利用されるというのを経験して、本当に怖いものだなというふうにつくづく思いました。一審で無罪になった例ではあるんですけど。

(宮崎会長)

大体、みんな後悔をしている弁護事件が幾つかありますよね。

(吉永委員)

そういう方法が可視化になると使えなくなるということは、警察と検察側にしてみればダメージだと受け止めている。

(宮崎会長)

われわれから見れば、捜査の技法をきちんと磨いてもらったら。可視化した捜査機関は、世界中いっぱいあるわけです。それで別段治安が悪くなっているわけでも何でもないわけですよね。むしろ、捜査陣も可視化すれば先ほど言ったように獲得できるものがある。捜査官と僕ら酒飲んだりしても、可視化してもらったほうが、楽ですと、そういう人もいるわけ。

(丸島事務総長)

そういう人もいますね。

(宮崎会長)

少数だけどいるわけ。ビデオテープで撮って、本当に自白して、ああ楽だと、それでもう1件終了だという。調書を作る、しかも有罪になるように作文をしてというのは、大変な手間なんですよと言って。

(片山議長)

どうもありがとうございました。非常に活発な意見交換ができましたので、ぜひこれを今後の可視化問題の取り組みに生かしていただければと思います。以上で意見交換を終わらせていただきます。

次回日程

(片山議長)

次回の件ですが、ちょっと委員の皆さん方の日程調整をして、なかなかいい日がみつからないものですから、別途事務局とご相談させていただいて、またご連絡を申し上げたいと思います。

その他

(片山議長)

その他何かありますでしょうか。よろしいですか。

それでは本日予定しておりました審議事項は全部終了しましたので、これで第23回日弁連市民会議を閉会させていただきたいと思います。

ありがとうございました。(了)